

に「並びに(国)」を加える。

第九条第六十四号(一)中「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号(二)中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同号(三)中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、同号(四)中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改め、同号(五)中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に改め、同条第七十三号中「次に掲げるもの」の下に「(動物用医薬品等に係るものを除く。)」を加え、同号(六)中「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同号(六)中「第十条(第三十八条及び第四十条)」を「第十条第一項(第三十八条第一項及び第二項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。)」又は第二項(第三十八条第一項)に改め、同号(七)中「実地調査」の下に「(薬局製造業者に限る。)」を加え、同号(七)中「追加の許可」の下に「(薬局製造業者に限る。)」を加え、同条第七十四号中「次に掲げるもの」の下に「(動物用医薬品等に係るものを除く。)」を加え、同号(一)中「取扱処方せん数」を「取扱処方箋数」に改め、同条第七十五号中「次に掲げるもの」を「第二百五十四条の規定による卸売販売業者における薬剤師以外の営業所管理者の認定」に改め、同号(一)及び(二)を削り、同条第七十五号の三中「薬事法施行規則の一部を改正する省令」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」に改め、「平成二十一年厚生労働省令第十号」の下に「。以下この号において同じ。」を加え、同号中(一)から(三)までを削り、(四)を(一)とし、同号(五)中「薬事法施行規則の一部を改正する省令」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」に改め、同号(五)を同号(二)とし、同号(六)を同号(三)とし、同号(七)を同号(四)とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五の四 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十六年厚生労働省令第八号(一)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 附則第三条第一項の規定による要指導医薬品の販売等の届出の受付
 - (二) 附則第三条第二項の規定による特定販売に係る書類の提出の受付
 - (三) 附則第九条第一項の規定による要指導医薬品の販売等の届出の受付
 - (四) 附則第九条第二項の規定による特定販売に係る書類の提出の受付
 - (五) 附則第九条第四項、第五項及び第七項の規定による変更の届出の受付
- 第十三条ただし書中「第九号」を削り、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二 担い手経営発展チャレンジ事業実施要領に基づく事業計画の承認(認定農業者経営発展チャレンジタイプのうち、畜産に関する事業に係るものを除く。)

三 プロジェクト産地発展支援事業実施要領に基づく事業計画の承認

四 アスパラガス増収モデル事業実施要領に基づく事業計画の承認

第十三条第五号から第五号の三までを削り、同条第五号の四を同条第五号とし、同条第七号(一)中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)を(2)とし、(5)を(3)とし、(6)を(4)とし、(7)及び(8)を削り、(9)を(5)とし、(10)を(6)とし、(11)及び(12)を削り、(13)を(7)とし、(14)を削り、同号(一)に次のように加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条第十九号の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）附則第一条に規定する政令で定める日
- 二 第九条第七十三号(ニ)及び(六)の改正規定、同条第七十五号の改正規定、同条第七十五号の次に一号を加える改正規定及び第十四条第九号(一)の改正規定 平成二十六年六月十二日
- 三 第十六条第四号の改正規定 道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）附則第一条ただし書に規定する政令で定める日